

子発 0927 第 7 号
令和元年 9 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市及び中核市が認可外保育施設を指導する際の指針等をお示ししてきたところであるが、児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 51 号）が公布されたこと等を踏まえ、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年 9 月 27 日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

改正後	改正前
<p>別添 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 利用者への情報提供</p> <p>(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しななければならないこと。</p> <p>○ 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びに当該変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況 <p>_(注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とす</p>	<p>別紙 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 利用者への情報提供</p> <p>(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しななければならないこと。</p> <p>○ 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定

<p>る施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間を8時間で除いた数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たるとる保育従事者の資格状況等の揭示又はその日実際に保育に当たるとる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。 <p>(様式14参照)</p>
<p>(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならぬこと。</p> <p>成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を交付しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 	<p>(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならぬこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 <p>○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(様式15参照)</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 <p>○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。</p> <p>○ <u>書面の交付は紙媒体で行う必要がある、情報通信技術の利用による交付事項の伝達によって代替すること</u>は認められない。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>(様式15参照)</p>
--	--